中医協
 総
 5

 18.9.20

平成18年度診療報酬改定の施行に当たって講じた経過措置の状況について

○ 平成18年度診療報酬改定の施行に当たって講じた経過措置の状況について、各社会保険事務局に聴取し、以下のとおり取りまとめた。なお、速報値につき後日変更があり得る。

1 医療法標準による医師等の員数の基準を満たせない場合の経過措置の状況

<講じた経過措置>

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について(平成 18 年3月 23 日 保医発第 0323003 号医療課長通知)

(2) 医師又は歯科医師の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、医師又は歯科医師の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成18年9月30日までの間は、なお従前の例(「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」(平成16年厚生労働省告示第52号)の二及び二の二)によることができる。

<該当保険医療機関数の状況>

平成18年4月	1日現在		平成18年6月1日現在			平成18年8月	1日現在
医師等の員数	病院数		医師等の員数 病院数			医師等の員数	病院数
60%以上70%未満	2 9	→	60%以上70%未満	3 0	\rightarrow	60%以上70%未満	2 7

2 入院基本料施設基準のうち、看護師比率40%を満たせない場合の経過 措置の状況

<講じた経過措置>

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について(平成 18 年3月 23 日 保医発第 0323001 号医療課長通知)

一般病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は障害者施設等入院基本料のそれぞれの施設基準のうち「当該病棟において、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師であること」については、<u>看護師の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、看護師の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、当該施設基準の規定にかかわらず、平成18年9月30日までの間は、「当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師であること」と取扱い、それぞれ849点、698点、643点又は884点を算定するものとする。</u>

<該当保険医療機関数の状況>

	平成18年4	月1日現在
病	一般病棟入院 基本料	362
院	結核病棟入院 基本料	0
数	精神病棟入院 基本料	117
	障害者施設等 入院基本料	1 2

	平成18年6月	1日現在
>	一般病棟入院 基本料	204
	結核病棟入院 基本料	0
	精神病棟入院 基本料	8 2
	障害者施設等 入院基本料	8

平成18年8月1日現在							
	一般病棟入院	6.5					
*	基本料						
	結核病棟入院	C					
	基本料	J					
	精神病棟入院	5.7					
	基本料	. 5 /					
	障害者施設等	3					
	入院基本料	3					

(参考)

特別入院基本料等の届出保険医療機関数の推移

	平成17年7月1日野	現在(注1)
病	一般病棟入院基本料	
"-	Ⅰ群4・5、Ⅱ群4・5(注2)	492
	特別入院基本料1·2	
院	結核病棟入院基本料	
	6•7(注2)	8
] '	特別入院基本料1·2	
数	精神病棟入院基本料	
	6・7(注2)	186
	特別入院基本料1・2	

	平成18年5月	1日現在
	(一般病棟)特別 入院基本料	385
→	(結核病棟)特別 入院基本料	14
	(精神病棟)特別 入院基本料	99

平成 18 年 8 月	1日現在
(一般病棟)特 別入院基本料	315
(結核病棟)特 別入院基本料	9
(精神病棟)特 別入院基本料	7 4

- (注1) 平成17年は、「施設基準の届出状況報告」(定例報告)より
- (注2) そのままの看護配置(一般病棟3対1未満、結核及び精神病棟4対1未満)で推移した場合、改定後は特別入院基本料となる届出区分

3 有床診療所入院基本料2の施設基準のうち、看護職員の数が1人以上 を満たせない場合の経過措置の状況

<講じた経過措置>

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について(平成 18 年3月 23 日 保医発第 0323001 号医療課長通知)

有床診療所入院基本料2の施設基準のうち「当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数が、1以上5未満であること」については、平成18年3月31日現在において有床診療所入院基本料II群4を算定している有床診療所に限り、次のとおり取り扱うこととする。

- (1) 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関((2)に該当するものを除く。)であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成18年6月30日までの間は適用しない。
- (2) 看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、<u>厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法の別表第三の各号に規定する地域に所在し、かつ、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、平成19年3月31日までの間は適用しない。</u>

<該当保険医療機関数の状況>

〇上記(1)に該当する保険医療機関数

亚市19年4	日1口珀左		亚成 10 年 6 F	1 口珀左		平成18年7月	1日現在
│ 平成 18 年 4 月 1 日現在 │ │			平成18年6月1日現在			(経過措置終了後)	
経過措置該当 有床診療所数	136	→	経過措置該当 有床診療所数	125	→	左記のうち、看 護職員を確保 し、有床診療所 入院基本料2の 届出を行った有 床診療所数	3 1

〇上記(2)に該当する保険医療機関数

平成18年4	月1日現在		平成18年6月	1日現在
経過措置該当 有床診療所数	20	→	経過措置該当 有床診療所数	2 0